

感染症対策指針

特別養護老人ホーム やすらぎ園

1. 感染症対策に関する基本方針

- (1) 感染症に対する抵抗力が低下している高齢者や、認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい高齢者等が、集団で生活する場であることから、感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければならない。
- (2) 感染者を完全になくすことは大変難しいことではあるが、施設内に感染源を持ち込ませないために様々な対策を実施し、集団生活における感染の被害を最小限に抑える。
- (3) 前述した前提に立って、感染症を予防する体制を整備し、平常時から必要な対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図る。

2. 注意すべき主な感染症

高齢者介護施設において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。

- (1) 利用者（当法人を利用する利用者、入所者、入居者を以下、「利用者」という。）及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる集団感染を起こす可能性がある感染症
 - ・インフルエンザ ・新型コロナウイルス ・感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- (2) 健康な人に感染を起こすことは少ないが、免疫の低下した人に発生する感染症
 - ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等

- (3) 血液、体液を介して感染する感染症
・B型肝炎 ・C型肝炎

3. 平常時の基本対策

- (1) 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- (2) 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に従事者が感染源となることを予防し、利用者及び職員を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策マニュアル」を整備する。また、日常時の感染対策管理として、以下の項目を定める。
- ① 利用者の健康管理（早期発見）
 - ② 職員の健康管理（出勤前の自己検査）
 - ③ 標準的な感染予防策
 - ・手洗いの基本
 - ・血液、体液、分泌物、排泄物（便）などに触れる時、傷や創傷皮膚に触れる時にどうするか取り決め
 - ④ 衛生管理（環境整備、血液、体液、排泄物の処理等）
- (3) 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」と平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- (4) 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針の見直しを行う。

4. 感染症発生時の対応に関する基本方針

- (1) インフルエンザやノロウイルス等の感染症が発生した場合、施設は利用者の生命や身体に重大な影響が生じないように、利用者の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、迅速に次の対応を行う。
- ① 発生状況の把握

- ② 感染拡大の防止（生活空間、動線の区分け（ゾーニング、コホーティング）、消毒、ケアの実施内容・方法の確認、濃厚接触者への対応など）
 - ③ 医療の提供（医師の指示により）
 - ④ 行政への報告（必要に応じて）
 - ・丹波健康福祉事務所 健康管理課（0795-73-3764）
 - ・丹波篠山市役所 長寿福祉課（552-6928）
 - ⑤ 医療機関の連絡先
 - ・嘱託医：西井クリニック 西井 真 院長（595-0221）
 - ・医療機関：ささやま医療センター（552-1181）
：丹波医療センター（0795-88-5200）
- (2) 感染者が発生した場合は、「感染対策マニュアル」「BCP」に従い実行する。

5. 感染対策委員会の設置

- (1) 施設内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、利用者及び家族に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を施設全体で取り組むため、感染対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、施設長、部長、看護主任、介護主任、管理栄養士、生活相談員主任で構成する。必要に応じ、嘱託医に対して参画を要請する。
- (3) 委員会は、3月に1回定期的に開催し、感染症の予防等の検討を行う。また、感染症発生時等において必要に応じ、臨時委員会を開催する。
- (4) 委員会の役割は、次の通りとする。
 - ① 施設内感染対策の立案
 - ② 指針・マニュアル等の整備
 - ③ 利用者及び職員の健康状態の把握
 - ④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
 - ⑤ 施設内感染対策に関する職員への教育（研修・訓練）

⑥ 研修・訓練等の教育計画の策定及び実施

⑦ 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

(5) 各担当の役割分担は、以下の通りとする。

- | | |
|----------|---|
| ・施設長 | 施設全体の管理 |
| ・特養部部長 | 感染対策委員会の所管
委員会開催の招集・実施 |
| ・部長 | 部門内の管理
他部門との連絡・調整 |
| ・看護主任 | 感染対策に関する職員への教育
医療の提供と感染対策の立案・指導
利用者、職員の健康状態の把握 |
| ・介護主任 | 介護職員へ感染対策の周知・指導・実施
感染対策状況の確認と評価 |
| ・管理栄養士 | 食事の提供状況の把握
利用者の栄養状態の把握
食品衛生の管理 |
| ・生活相談員主任 | 家族、医療、その他関係機関への対応
支援現場における感染対策の実施状況の把握
多職種連携・協力 |
| ・嘱託医 | 医療・治療面の専門的知識の提供 |

6. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する事項

この「感染症対策指針」は、いつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

<附則>

この指針は、令和6年1月8日より施行する。